

平成19年度(第1・四半期)随意契約の結果(500万円以上の物品、委託、工事)

警察本部

(注) 1, 2の説明

表頭欄の「根拠法令」( 1 )は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」( 2 )に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
会計課	物品購入	車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)4月	平成19年4月1日	滋賀県石油協同組合	20,647,500	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため	2号	3f
会計課	物品購入	車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)5月	平成19年4月27日	滋賀県石油協同組合	21,752,500	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため	2号	3f
会計課	物品購入	車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)6月	平成19年5月31日	滋賀県石油協同組合	22,706,500	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため	2号	3f
会計課	物品購入	車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)7月	平成19年6月29日	滋賀県石油協同組合	23,167,500	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため	2号	3f
会計課	物品購入	運転免許証作成材料(単価契約)	平成19年4月19日	コニカミノルタアイディーンシステム(株)	33,984,510	運転免許証作成機器(特殊機器)の作成材料の販売については、当該業者が唯一の代理店であるため	2号	3f
会計課	物品購入	無線警ら車 交通取締用車(2台)	平成19年4月12日	滋賀トヨタ自動車(株)	11,129,940	警察庁仕様のパトロールカーは1車種しかなく当該車両を取扱い、納入できる県内唯一の業者であるため。	2号	3f
会計課	運転免許事務委託	運転免許関係事務の業務	平成19年4月1日	(財)滋賀県交通安全協会	64,373,148	道路交通法施行規則第31条の4の2の規定により滋賀県公安委員会から当該事務の受託を認められた唯一の団体であるため。	2号	1
会計課	運転免許証更新通知事務委託	運転免許証更新通知事務	平成19年4月1日	(財)滋賀県交通安全協会	14,483,650	道路交通法施行規則第31条の4の2の規定により滋賀県公安委員会から当該事務の受託を認められた唯一の団体であるため。	2号	1
会計課	運転免許証更新時講習委託	運転免許証更新時講習業務	平成19年4月1日	(財)滋賀県交通安全協会	96,369,518	道路交通法施行規則第38条の3の規定により滋賀県公安委員会から当該講習の受託を認められた唯一の団体であるため。	2号	1
会計課	原付講習委託	原動機付自転車運転免許取得時における講習業務	平成19年4月1日	(財)滋賀県交通安全協会	14,291,934	道路交通法施行規則第38条の3の規定により滋賀県公安委員会から当該講習の受託を認められた唯一の団体であるため。	2号	1

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
会計課	違反者講習委託	軽微交通違反者に対する講習業務	平成19年4月1日	(財)滋賀県交通安全協会	16,795,856	道路交通法施行規則第38条の3の規定により滋賀県公安委員会から当該講習の受託を認められた唯一の団体であるため。	2号	1
会計課	高齢者講習委託	高齢者に対する免許更新時の講習業務	平成19年4月1日	彦根自動車教習所(株)他18名	90,181,390	道路交通法施行規則第38条の3の規定により滋賀県公安委員会から当該講習の受託を認められた指定教習所に特定されるため。	2号	1
会計課	高齢者講習管理事務、通知事務委託	高齢者講習の管理事務、通知事務	平成19年4月1日	(社)滋賀県指定自動車教習所協会	6,304,000	道路交通法施行規則第38条の3の規定により滋賀県公安委員会から当該業務の受託を認められる唯一の団体であるため。	2号	1
会計課	停止処分者講習委託	運転免許の停止処分者に対する講習業務	平成19年4月1日	(財)滋賀県交通安全協会	30,924,004	道路交通法施行規則第38条の3の規定により滋賀県公安委員会から当該講習の受託を認められた唯一の団体であるため。	2号	1
会計課	指定自動車教習所仮免許事務委託	指定自動車教習所における仮免許事務	平成19年4月1日	彦根自動車教習所(株)他18名	13,637,440	道路交通法の規定により公安委員会の指定教習所と規定されているため。	2号	1
会計課	道路交通情報提供業務委託	道路交通情報提供業務	平成19年4月1日	(財)日本道路交通情報センター	9,513,000	道路交通法施行規則第38条の7第2項の規定により業務を受託するに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると滋賀県公安委員会から認められた唯一の団体であるため。	2号	1
会計課	風俗営業所管理者講習並びに営業許可申請に伴う調査等業務委託	風俗営業所管理者に対する講習並びに営業許可申請に伴う調査等業務	平成19年4月1日	(社)滋賀防犯協会	6,174,871	左記団体は、風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第39条第1項により滋賀県公安委員会から唯一、風俗環境浄化協会に指定されており、同第2項により風俗営業所の管理者に対する講習並びに風俗営業の許可申請に伴う調査等を行うものと規定されているため。	2号	1
会計課	安全運転管理者講習業務委託	安全運転管理者等講習業務	平成19年4月1日	(社)滋賀県安全運転管理者協会	8,074,228	道路交通法に基づく講習を開催するために必要な専門知識、技能を有する適当な団体は他に存在しないため。	2号	31
会計課	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者講習委託	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者講習業務	平成19年4月1日	(社)滋賀県警備業協会	8,531,930	左記団体は警備業務の適正な運営の確保、公共安全、秩序への寄与を目的に設立された団体であり、当該講習に必要な専門知識、技能を有する適当な団体は他に存在しないため。	2号	31
会計課	機器保守委託	ローカルエリアネットワーク機器保守管理業務(2箇年長期継続契約)	平成19年3月30日	日本電気(株)滋賀支店	7,245,546	機器の製造元である左記業者以外の者では保守についての取扱いができないため	2号	31
会計課	機器保守委託	運転免許証作成機器保守管理業務	平成19年4月1日	コニカミルタアイディーズシステム(株)	11,818,121	保守対象は特殊機器であり、機器製造元の唯一の代理店である者以外取扱いができないため。	2号	31
会計課	システム管理委託	滋賀県警察犯罪分析・捜査情報管理システムASP保守管理業務	平成19年4月1日	日本電気(株)滋賀支店	5,040,000	システム構築業者以外の者では取扱いができないため。	2号	31
会計課	パーキングチケット管理委託	パーキングチケット発給設備管理業務	平成19年4月1日	(財)滋賀県交通安全協会	11,317,998	道路交通法施行規則の規定により滋賀県公安委員会から当該業務の受託を認められる者が他にないため。	2号	31